

りそなVisaデビットカードJMB会員特約

1. (目的)

りそなVisaデビットカードJMB会員特約（以下「本特約」といいます。）は、当社が、日本航空株式会社（以下「提携先」といいます。）と提携し、所定の方法で発行する「りそなVisaデビット一体型ICキャッシュカード〈JALマイレージバンク〉」、「りそなデビット一体型ICキャッシュカード〈JMB〉」（以下総称して「本カード」といいます。）の機能・使用方法等について定めるものです。

本カードの会員は、「りそなVisaデビットカード規定」のほか、本特約に従うものとします。

本特約で用いる用語は、別途定めがない限り「りそなVisaデビットカード規定」と同一の意味を有するものとします。

2. (機能)

本カードは、当社が発行するキャッシュカード機能とVisaデビットカード機能、提携先の提供する「JALマイレージバンク」（以下「JMB」といいます。）の機能を一体化し、3つの機能を1枚で提供するものです。

3. (会員資格)

「りそなVisaデビットカード規定」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」および本特約を承認のうえ、本カードを申し込まれた方で、以下のいずれかに該当し、当社および提携先が入会を承認した方を本カードの会員とします。

- ①本カードを申し込む時点で、すでに提携先の提供するJMBの会員であること。
- ②本カードの申し込みと同時にJMBへの入会の申し込みをすること。なお、JMBへの入会については、提携先の承認によるものとします。

4. (JMBについて)

- (1) 本カードで、提携先の提供するJMBのサービスを利用できます。本カードの会員には、JALマイレージバンク一般規約（以下「JMB規約」といいます。）が適用されます。
- (2) 「りそなVisaデビット一体型ICキャッシュカード〈JALマイレージバンク〉」はJALタッチ&ゴーサービスを利用することはできませんが、「りそなデビット一体型ICキャッシュカード〈JMB〉」はJALタッチ&ゴーサービスを利用することができます。

5. (マイルの積算)

本カードにより国内・海外でのショッピング利用金額をお支払いいただいた場合、所定の積算率でJMBのマイル（以下「マイル」といいます。）が会員本人のJMB口座に積算されます。フライトでためるマイルやその他のマイルの積算、特典への交換についてはJMB規約に従

うものとします。

なお、カード年会費、海外キャッシング利用分はマイル積算の対象外となります。

6. (情報提供および同意)

会員の個人情報は、「個人情報の取扱いに関する同意条項」に従い、取扱います。

本カードの会員は、以下の各号に予め同意のうえ本カードに申し込むものとします。

- (1) Visaデビット機能とJMB機能を一体としたサービスを提供し、ショッピング利用に応じたマイルやその他所定のマイルを付与することを目的に、申込者本人の氏名、性別、生年月日、届出住所、電話番号、Visaデビットカード番号、本カード入会日、退会日、本カード申込時点でのJMB加入の事実、JMBお得意様番号等の個人情報を当社と提携先との間で共有すること。
- (2) 本カード申込時点で、既に提携先に申込者本人の個人情報が登録されており、当社と提携先が特に認めた場合は、本条(1)の情報をもって提携先に登録済みの当該情報を更新する場合があること。

7. (会員資格の喪失)

- (1) 会員が当社所定の書面により、本カードを解約した場合、本特約も終了します。なお、この場合、JMB規約は引続き適用となります。JMBを退会する場合は、提携先に対して所定の手続きをする必要があります。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、会員から解約の申し出なく、本特約は終了します。ただし、①、②、③に該当する場合のみJMB規約が引き続き適用となり、JMB会員として、JMBのサービスを利用できます。

①Visaデビットの決済口座である預金口座を解約した場合

②本カードを解約した場合

③当社が、別途定める一定期間の利用がないために、本カードの決済口座の預金取引を停止した場合

④お客さまの申し出その他の理由により、JMB会員でなくなった場合

⑤会員本人が亡くなった場合

- (3) 次のいずれかに該当した場合は、当社はいつでも、本サービスを解約することができます。

なお、りそな Visa デビットカード規定の会員資格取消しに関する規定は適用されます。

①会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申立があったとき

②会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき

③住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当社において会員の所在が不明になったとき

④会員が申込みの時に虚偽の申告をしたとき

⑤会員が「りそな Visa デビットカード規定」および本特約に違反する等、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

- ⑥会員がマイルの不正取得、特典の不正利用、JMB規約に違反した場合、または、提携先との信頼関係を著しく損なう行為を行なった場合

8. (届出事項の変更)

本カードに入会後、氏名・住所・電話番号等当社に届け出た事項を変更する場合、変更の効力は、キャッシュカード機能および Visa デビット機能に及ぶものとします。

JMBにかかる届出事項の変更に関しては、直接提携先へ届出てください。

9. 本特約の変更等

当社は本特約を変更できるものとし、相応の期間をもって、当社ホームページ等に掲示することにより会員に変更内容を予告するものとします。

10. 規定および規定の準用

本特約に特段の定めがない事項のうち、キャッシュカード機能については、「普通預金規定」「キャッシュカード規定（個人用）」「デビットカード取引規定」および「生体認証 IC キャッシュカードにかかる特約」を、Visa デビット機能については「リそな Visa デビットカード規定」をそれぞれ準用するものとします。

以 上

(2025 年 1 月 6 日現在)